

○流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱

昭和61年3月31日

告示第36号

改正 昭和63年4月1日告示第55号

平成2年11月30日告示第196号

平成8年3月11日告示第19号

平成17年3月31日告示第65号

平成20年3月24日告示第46号

平成20年12月24日告示第213号

平成21年6月26日告示第106号

平成22年3月31日告示第42号

平成27年4月24日告示第66号

平成28年3月4日告示第15号

平成30年3月2日告示第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便の向上に寄与するため、商業団体が維持管理する商業振興共同施設の経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和42年流山市規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、当該商業団体に補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項の規定による中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合並びに会則及び予算を有する任意の団体（市長の認めるものに限る。）をいう。

(2) 共同経済事業 売出し、朝市その他の商業団体が行う販売促進のための事業をいう。

(3) 商業振興共同施設 アーケード、アーチ、片袖アーチ（2基をもって一対とするものに限る。）、街路灯（流山市防犯灯電気料金

等補助金交付要綱（平成元年流山市告示第42号の2）第2条第2号の規定による防犯灯を除く。））、防犯カメラ（補助対象者が作成するプライバシー保護に関する事項を規定した防犯カメラ設置運用規約等（以下「防犯カメラ設置運用規約等」という。）に基づき設置したものに限る。））、時計塔、共同案内板、駐車場及び駐輪場をいう。

2 前項第3号に規定する防犯カメラ設置運用規約等は、市長が別に定める標準的な防犯カメラ設置運用規約と整合がとれていなければならない。

（補助対象者）

第3条 補助の対象者は、市内で商業振興共同施設を維持管理し、かつ、共同経済事業を行う商業団体とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象経費は、毎年1月1日現在設置され、及びその年の途中に増設した商業振興共同施設（設置に当たり、国から補助金を受けたものに限る。）に係る電気料金並びに駐車場及び駐輪場に係る用地賃借料とする。

2 前項に規定する用地賃借料は、当該施設を設置した月から起算して5年を超えたときは、当該補助金の対象経費から除外するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）電気料金 補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、光源を必要とする商業振興共同施設について、当該施設の全ての光源がLED電球の場合は、当該施設に係る電気料金の全額（年の途中でLED電球に切り替えた場合は、当該切替えに係る工事が完了した日の属する月の翌々月から全額）とする。

（2）駐車場及び駐輪場に係る用地賃借料 補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、30万円を限度とする。

2 前項の規定による補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（申請）

第6条 規則第3条の規定により、補助金の申請をしようとする者は、

流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付申請書（別記第1号様式）に商業振興共同施設維持管理数調査報告書（別記第2号様式）及び防犯カメラに係る電気料金の補助金を申請する場合には防犯カメラ設置運用規約等を添えて、提出しなければならない。

（決定の通知）

第7条 規則第6条の規定による通知は、流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、流山市商業振興共同施設維持管理費実績報告書（別記第4号様式）に1月から12月までの1年間の商業振興共同施設に係る電気料金又は用地賃借料の領収書の写しを添えて、翌年2月末日までに行わなければならない。

（確定の通知）

第9条 規則第14条の規定による通知は、流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付確定通知書（別記第5号様式）により行わなければならない。

（請求）

第10条 規則第15条の規定による提出は、流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付請求書（別記第6号様式）により行わなければならない。

（目的達成の義務）

第11条 補助金の交付を受けた商業団体は、補助金を受けた施設を適正に維持管理し、その機能の保持に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

（補助金の額の特例）

2 平成20年1月1日から平成22年12月31日までの使用に係る電気料金については、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、補助対象経費の全額に相当する額を補助金の額とする。この場合において、第1条中「経費の一部」とあるのは「経費の一部又は全部」と読み替えるものとする。

3 平成27年1月1日から平成32年12月31日までの使用に係る電気料金の補助金の額については、第5条第1項第1号中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「全ての」とあるのは「一部の」とする。

附 則（昭和63年4月1日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成2年11月30日告示第196号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月11日告示第19号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成7年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成17年3月31日告示第65号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日告示第46号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日告示第213号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成21年6月26日告示第106号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月24日告示第66号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（適用）

2 この告示による改正後の流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用し、平成26年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月4日告示第15号抄）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用)

- 3 第2条の規定による改正後の流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用し、平成27年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月2日告示第18号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 3 第2条の規定による改正後の流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に行った商業振興共同施設の維持管理について適用し、同日前に行った商業振興共同施設の維持管理については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成30年1月1日から3月31日までに行った商業振興共同施設の維持管理に要した費用に対する補助は、第2条の規定による改正前の流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付要綱の規定による。

別記

第1号様式（第6条関係）

流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）流山市長

商業団体名

代表者 住 所
氏 名

㊟

補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 商業振興共同施設の種類、数量
- 3 添付書類 流山市商業振興共同施設維持管理費調査報告書

第2号様式（第6条関係）

商業振興共同施設維持管理数調査報告書

年 月 日

（あて先）流山市長

商業団体名

住 所
代表者 氏 名

㊞

当商業団体が維持管理する商業振興共同施設は、下記のとおりですので、報告します。

記

商業振興共同施設の 種類	数 量			合 計 (A+B-C)
	既 設 A	新 設 B	廃 棄 C	
街 路 灯 (L E D)				
街 路 灯 (そ の 他)				
防 犯 カ メ ラ				
ア ー チ				
片 袖 ア ー チ				
ア ー ケ ー ド				
時 計 塔				
共 同 案 内 板				
駐 車 場				
駐 輪 場				

注 既設の数量は、前年1月1日現在の数量を記入すること。

第3号様式（第7条関係）

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 印

流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、流山市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交 付

- (1) 補助金交付決定額 円
- (2) 商業振興共同施設の
種類、数量
- (3) 交付条件 流山市補助金等交付規則第12条の規定による実績報告を 年
月 日までに行うこと。

2 申請却下

理 由

第4号様式（第8条関係）

流山市商業振興共同施設維持管理費実績報告書

年 月 日

（あて先）流山市長

商業団体名

住 所

代表者

氏 名

㊟

年 月 日付け流山市指令第 号で交付決定通知のあった商業振興共同施設維持管理費の実績について、流山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 商業振興共同施設維持管理費

円

内	電 気 料 金	円
訳	用 地 賃 借 料	円

2 商業振興共同施設の種類及び数量

種 類	数 量	種 類	数 量
街路灯(LED)		時 計 塔	
街路灯(その他)		防犯カメラ	
ア ー チ		共同案内板	
片袖アーチ		駐 車 場	
アーケード		駐 輪 場	

3 期 間 年 月分から 年 月分まで

4 添付書類 1月から12月までの1年間の電気料金及び用地賃借料の領収書の写し

第5号様式（第9条関係）

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 印

流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付確
定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、流山市補助金等交付
規則第14条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

第6号様式（第10条関係）

流山市商業振興共同施設維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）流山市長

商業団体名

代表者 住所
氏名

㊞

年 月 日付け流山市達第 号で確定通知のあった補助金について、流山市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先 銀行・信金・農協 支店
- 3 預金口座 普通・当座
- 4 口座番号 No.
- 5 口座名義

別記

- 第 1 号様式 (第 6 条関係)
- 第 2 号様式 (第 6 条関係)
- 第 3 号様式 (第 7 条関係)
- 第 4 号様式 (第 8 条関係)
- 第 5 号様式 (第 9 条関係)
- 第 6 号様式 (第 1 0 条関係)